

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年6月1日から20年6月1日までの期間について、事業主は、申立人が19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、20年6月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和20年8月1日から同年8月15日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年8月1日、資格喪失日は同年8月15日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、140円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年8月15日まで  
A社(C市)で勤務していたところ、空襲に遭い、同事業所が焼失し、焼け跡の整理を行っていた。

その後、同事業所(A社から事業所名は変わったが、事業所名は不明)はD県E町に移り、同事業所で終戦まで勤務していたが、オンライン記録では申立期間において厚生年金保険の被保険者になっていない。

A社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和19年6月1日から20年6月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳

(以下「被保険者台帳」という。)の記録により、申立人は、19年6月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人の資格喪失日については、当該被保険者台帳の資格喪失日が空欄となっている。

しかし、i) 申立人は、「A社で勤務していた昭和20年3月頃に空襲に遭い、同事業所が焼失した後、焼け跡の整理をしていた。」と、当時の勤務状況について具体的に証言している上、C市が空襲に遭った時期は、F県が保管する資料でも確認できること、ii) 申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚(2人)の被保険者台帳には、「A社」の記載が確認できること、iii) 当該2人を含む同僚5人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、いずれも昭和20年6月1日と記録されていることから、申立人も、当該5人と同時期まで同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、被保険者台帳によると、申立人のほかにもA社での資格喪失日が空欄となっている者が確認できることから、申立期間当時、社会保険事務所における年金記録の管理が適正に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、同僚5人の資格喪失日と同じ20年6月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者台帳の記録から60円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和20年8月1日から同年8月15日までの期間については、B社(D県E町)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は同年8月1日、資格喪失日は同年8月15日)が確認でき、当該被保険者記録は基礎年金番号に統合されないままとなっている。

また、i) 申立人は、「終戦まで、D県E町(A社から事業所名は変わったが、事業所名は不明)で作業していた。」と証言していること、ii) 申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚(2人)も、同被保険者名簿に名前が記載されていること、iii) 当該2人に係る被保険者台帳に「B社」及び「A社」の記載が確認できることから、上記基礎年金番号に統合されていない記録は、申立人の被保険者記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和20年8月1日、資格喪失日は同年8月15日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿の記録から140円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和20年6月1日から同年8月1日までの期間については、被保険者台帳によると、申立人がA社において一緒に勤務していたとして名前を挙げた2人を含む前述の同僚（5人）は、いずれも同事業所における被保険者資格を同年6月1日に喪失しており、また、申立人がB社において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、同年8月1日に被保険者資格を取得しており、当該期間において、いずれの同僚についても厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、A社における事業主の氏名を記憶しているものの、当該事業主及び同僚の連絡先が明らかでなく、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで

A社に昭和51年2月末日まで勤務し、給与から同年2月分の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人が昭和51年2月29日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額及び昭和51年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和51年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで  
昭和45年2月にA社へ入社し、49年4月頃に同社本社から同社B支店へ異動した。  
本社から支店へ異動しただけなのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の証言及びA社からの回答により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる資料等はないものの、申立人は、「昭和49年3月下旬にB支店への異動を命じられたと思うが、その後も本社で残務整理をしており、B支店には同年4月1日から勤務したと思う。」と回答しており、申立人と同じ時期にA社本社から同社B支店へ異動したとする同僚二人も、申立人が同年4月頃に異動した旨証言していることから、申立期間については、同社本社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月までの期間及び 60 年 8 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 8 月から同年 12 月まで

申立期間①については、A 市にある短期大学に通学しており、母親が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、会社を退職した後、母親に勧められてすぐに自分で国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①について、自分が 20 歳になったとき、母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。申立期間②について、会社を退職した後、すぐに市役所の窓口に行き、自分で国民年金の加入手続を行い保険料を納付した。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 2 月にその夫と連番で払い出されており、これより前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、この頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その際に資格取得日を同年 1 月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる。この資格取得日は、申立人が提出した年金手帳及び B 町（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日とも一致している。

また、申立人は、申立期間①は、短大生であったとしている上、申立期間②は、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることから、申立期間①及び②は、国民年金の任意加入対象期間となり、制度上、遡って資格取得するこ

とはできない。このため、資格取得日を基準とすると、当該期間は未加入期間となり、申立人及びその母親は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
② 平成 10 年 12 月 15 日から 12 年 10 月 26 日まで

A社（当時は、B社）に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が 38 万円から 36 万円に下げられている。また、C社における申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されている。

A社の給与に係る資料は無いが、C社の給料振込金額が分かる資料を提出するので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する申立人の給与支給明細表により、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

申立期間②について、申立人から提出された金融機関発行の「預金取引明細表」の記録により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、C社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、事業主は、申立人の資格取得時の標準報酬月額を、オンライン記録どおり 24 万円として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

また、C社は、「算定の届出をする際、非課税分を除いて届け出ていた。」と回答しており、当時、同社では、実際の給与支給額よりも低額の報

酬月額を社会保険事務所に届け出る取扱いであったものと考えられる。

さらに、C社が保管する申立人の支払明細書（給与の支払日が平成12年4月10日及び同年10月10日のもの）によると、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。